

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業

地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要な ICT 機器等の整備実施要領

島 根 県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業補助金交付要綱第20条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業のうち地域未来塾に係る学習支援の実施のための備品整備について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援を実施するに当たり、ICT機器等の備品の購入に係る補助を行う。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

本事業は、学習支援を実施する市町村に対して、実施に必要なICT機器等の備品の購入に係る補助を行う。なお、補助の対象となるためには市町村は以下の要件を満たしていること。

（1）学習支援の取組を行う施設については、本補助金等を活用して学習支援を以下の場所で実施している、又は実施する予定であること。

①小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専修学校などの学校施設

②公民館、図書館、博物館などの社会教育施設

③青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、文化施設などの施設

④その他文部科学省が認める施設

（2）取組の実施に当たって、大学生や元教員など地域住民、民間教育事業者、NPOなどの活動に取り組む関係者間で目的を共有し、学校と連携・協働しながら、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・地域・家庭が連携・協働して児童・生徒の教育支援活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金及び交付金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに事業報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 補助対象経費

県は、上記3の要件を満たす市町村が実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 補助対象経費の取扱い

補助対象経費は備品の購入を対象とする。備品とは、1個当たりの金額が3万円以上とする。ただし、各自治体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。

具体的な備品の内容については、以下のようなものが考えられるが、本事業の効果的な実施に当たって必要な経費を計上すること。

また、学校等が所有している備品等が利用できる場合は当該備品等を利用する。

【備品の例】

タブレット端末、パソコン、プリンタ、アクセスポイント、電子辞書、ソフトウェア など

7 その他留意事項

県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成28年1月25日より適用する。
(平成28年4月1日一部改正)